

ビル管理登録の留意事項

1. 営業所

- 1 登録は、事業区分に応じ営業所ごとに行うものであること。
- 2 営業所とは、客観的にみて営業上の活動の中心とみられる一定の事業活動の根拠地であり、かつそこにおいて受託契約の締結をし、登録に係る業務を行う等の法律的、事実的行為を行う能力を有しているものである。したがって商業登記法による登録した営業所とは限らない。よって、建築物内の単なる作業員控室等を営業所として登録することはできない。

2. 登録

- 1 登録の有効期間は6年。6年を超えて登録業者の表示をする場合は、新規に登録を受けること。
- 2 登録は任意であり、登録がなくても事業は可能である。
- 3 申請は事業者本人が行うこと。（法人の場合はその代表者）
- 4 登録前の現地確認の際には、機械器具を配置し、監督者等の証書の原本を用意しておくこと。

3. 表示

登録番号の表示は、登録した営業所のみが表示可能である。
例えば、本社が登録していても、各営業所が未登録の場合は、営業所は表示できない。

4. 機械器具

- 1 機械器具等は営業所ごとに常備すること。
営業所から離れた倉庫がある場合でも、営業所の管轄下にあると認められる場合には登録可能である。（県外の場合も含む。）また、現場の作業場にある場合も同様。
- 2 機械器具等は、原則登録者が所有していること。
ただし、他の者の所有であっても登録者が長期的、恒常的に占有し、かつ自由に使用できると認められる場合は、登録可能である。（例：長期リース）
その際は「設備機器貸出証明書」（例あり）を添付すること。
- 3 1台の機械器具が多種機能を有する場合は、多種機能を有するとみなす。
- 4 機械器具は、各1台以上必要である。
- 5 同一の機械器具で、複数の事業区分には登録できない。
- 6 車両も要件を満たせば保管庫として登録可能である。（詳細は登録申請書類を参照）

5. 監督者等

- 1 一人の監督者が「複数の営業所、他業種の監督者、複数の登録事業及び特定建築物の建築物環境衛生管理技術者」としての兼務は認められない。
- 2 監督者等の講習の有効期限は6年である。期限が切れた場合は再講習すること。
※建築物環境衛生管理技術者の事業再登録は、6年ごとに各講習の受講が必要であること。
- 3 社内研修を社外の指導員で行う場合、指導員の資格証明書類の添付は不要である。
- 4 事業者は、原則従事者全員が、研修を年1回以上受講できる体制をとること。
研修時間は、全員が内容を十分理解できるように計画すること。
もし、一度に全員が受講できない場合は、数回に分けて実施してもよい。

6. その他

- 1 公益法人、事業共同組合等が定款又は寄付行為により登録事業が明文化されており、基準を満たしている場合は、登録可能である。
但し、事業共同組合については、裏面の要件を満たすことが必要である。

- ① 事業所等が一つの営業所として機能していること。
 - ② 登録事業又は共同受注事業が定款に明文化されていること。
 - ③ 監督者等は、組合に雇用されている必要はないが、常勤、専任であること。
この場合同時にその者を組合員の営業所の監督者等として、登録することはできない。
 - ④ 機械器具は組合の所有であることが望ましいが、組合員の所有であっても、組合の営業所で自由に使用可能であること。(但し、成文の内規又は規約があること。)
- 2 個人経営の経営者変更の手続きは、原則新規の登録が必要である。
但し、経営の一体性が保持され、経営が承継されている場合は、変更手続きでよい。
 - 3 主要な機械器具等、監督者等並びに作業の方法及び作業に用いる機械器具、その他設備の維持管理の方法に変更が生じた際は、変更後30日以内に変更届の提出を行うこと。
但し、変更後、登録基準に適合していない場合は、変更届の提出有無にかかわらず、登録を取り消すこともある。

変更届出書の提出事項及び注意点

1. 添付書類

変更届出書（様式第6号）と以下の書類が各2部ずつ必要です。（1部はコピーでよい。）

変更内容	必要書類
個人の場合：氏名、又は名称、住所	登録証明書
法人の場合：名称、住所、代表者の変更、 営業所の責任者の氏名	登録証明書、履歴事項全部証明書 変更事項を証明する書類
営業所の名称	登録証明書
営業所の所在地	登録証明書と地図のコピー
機械器具	機械器具の概要（様式第2号と各器具の写真）
保管庫	見取り図（設置場所・構造・保管状態）
検査室	見取り図（設置場所・構造・機械器具の配置）
監督者等	監督者等名簿（様式第3号）と有資格者の証明書
作業の実施方法等の変更	変更後の作業実施方法

※監督者等の変更で、作業手順や作業班編成など申請時の書類事項に変更が生じる場合は、その部分の新内容を記載した申請書を添付すること。

2. 時期

変更後30日以内に提出すること。

廃止届出書の注意点

1. 必要書類

事業廃止届出書（様式第7号、2部）と登録証明書が必要。

2. 時期

廃止後30日以内に提出すること。

3. その他

建築物環境衛生総合管理業の登録に伴う「建築物清掃業」又は「建築物空気環境測定業」の廃止届受付日は、総合管理業の受付日に統一する。その際廃止年月日は、総合管理業の登録日に統一させること。